

第 65 号議案

損害賠償の額の決定及び和解することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

1 和解の相手方

2 事故の概要

平成 27 年 11 月 8 日午前 10 時 30 分頃、豊後大野市三重町百枝 1086 番地 35 において、本市が主催した第 5 回ふるさとまつりの餅まきイベントに相手方が参加していたところ、他の参加者との接触により傷害を負ったものである。

3 損害賠償額	1,940,578 円
上記金額の内訳	
（1）後遺障害補償保険金	1,700,000 円
（2）入院医療補償保険金	90,000 円
（3）治療費、装具費	150,578 円

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

損害賠償の額を決定し、和解したいので、この案を提出するものである。